

事例検討 / 講義の内容

● 事例検討の内容

毎回、参加者から事例を提供していただき、事例のA.「見立て」とB.援助・支援方針について講師とともに検討していきます。事例の提供がない場合は事務局・講師から提示することもあります。

昨年度（2015年度）は子ども家庭支援センター、保健所、学校、母子寮、カウンセラーなどからたくさんの中の事例が提示されました。内容に応じて文書、メモ、口頭で提示され、そのうちの何例かは事例検討会の後も支援経過が逐次報告されて、参加者で共有し、問題が改善されていく過程を追うことができました。

● A. 見立てを作る

①虐待があるかどうかの評価 / 誤報・誤認のチェック

虐待情報が入ってきた場合、実際の虐待内容の検討とともに、誤報・誤認のチェックも欠かせません。虐待の通告や通報には時々「誤報」が混じります。また通告や通報をうけた関係機関の「誤認」も起ります。検討会では誤報・誤認を見分ける方法も学びます。

②虐待内容（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待）の確認とその重症度（=特に生命の危険性）の評価

もっとも大切な評価は生命の危険性があるか否かです。それによって以後の対応が大きく異なります。

③虐待の原因の確定

多くの虐待は母親の「軽度」知的能力障害＝愛着関係の不成立によって起こります。それを母親のどんな発言や行動から見分けるかを学びます。

④虐待者（多くは母親）の精神状態の評価

発達障害＝「軽度」知的能力障害、精神障害＝統合失調症とその関連疾患、うつ病などの評価、および、虐待者自身の被虐待体験などを検討します。

⑤家族成員間の力関係の評価

誰が虐待を行い、他の家族はどうしてそれを止められないかなどを検討します。これは以後の支援方針立て、家族介入を行う時に重要な視点となります。

⑥子の精神状態の評価と社会適応レベルの評価

「軽度」知的能力障害は遺伝疾患なので子に同じ障害が見られる場合があります。また子に障害がない場合には、虐待による心的な外傷（=反応性愛着障害）の程度を評価することが重要で、子の支援方針を立てる時のポイントになります。

● B. 援助・支援方針を立てる

上記の見立てを土台にして適切な方針を立てていきます。支援方針は、母親（虐待者）と子（被虐待者）への方針を分けて考えます。

①母親（虐待者）の支援方針

母親に「軽度」知的能力障害があるか否かで支援方針は異なります。(i)「軽度」知的能力障害がある場合、母親に助言やカウンセリングが可能か、説得が通じるか、約束を守れるかを検討します。(ii)母親が被虐待者である場合、うつ病や解離性障害の評価、心理カウンセリングの可能性を考えます。

②子（被虐待者）の支援方針

子に発達障害や精神障害がある場合とない場合に分けて方針を立てます。発達障害等がない場合は、反応性愛着障害の程度を見きわめ、母親の見立てとの組み合わせで子の支援方針を決めていきます。

● 講義の内容

講義は提示された事例に関連する部分や参加者からの質問によって適宜行われます。重要なテーマは、(i)母子間の愛着関係が成立しない原因としてもっとも多い母親の「軽度」知的能力障害と、(ii)被虐待体験を持った母親の心理です。

